

知多北部広域連合会議設置規則

(平成11年6月1日 規則第1号)

(設置)

第1条 知多北部広域連合の重要事項を審議するため、知多北部広域連合会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 会議は、広域連合長及び副広域連合長3人をもって組織する。

(招集及び議長)

第3条 会議は、必要に応じ、広域連合長が招集する。

2 会議においては、広域連合長が議長となる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。